

## 令和4年度監査等年間計画

(令和4年1月12日決定)

(令和4年4月6日変更)

(令和4年8月18日変更)

仙台市監査基準第13条の規定に基づき、以下のとおり令和4年度監査等年間計画を策定する。

### 1 監査等の基本方針

令和4年度においては、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与することを目的に、合規性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の視点も踏まえた監査等を実施する。その実施にあたっては、内部統制に依拠する程度を勘案し、監査対象に係るリスクを考慮した着眼点を選定することなどにより策定した実施計画に基づき、効果的かつ効率的な監査に努める。

### 2 監査等の種類・対象及び実施予定時期等

令和4年度に計画的に行う監査等は次により実施する。

#### (1) 定例監査

##### ① 一般会計及び特別会計（工事に係る監査を除く。）[担当：監査課]

概ね3年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和4年2月～令和4年7月	健康福祉局（新型コロナウイルスワクチン接種推進室）、子供未来局、建設局（総務課、道路部）、教育局（総務企画部、教育人事部、学校教育部、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）、各行政委員会事務局（教育局を除く。）、議会事務局
令和4年10月～令和5年2月	市民局（区政部、市民活躍推進部）、建設局（全国都市緑化フェア推進室、百年の杜推進部、下水道経営部、下水道建設部、下水道管理部、八木山動物公園）、教育局（生涯学習部、博物館、科学館、市民図書館、生涯学習支援センター）
令和5年2月～令和5年7月	総務局、まちづくり政策局、市民局（生活安全安心部）、経済局（農林部、中央卸売市場）、都市整備局（総務課、技術管理室、市街地整備部、公共建築住宅部）、会計室

##### ② 公営企業会計（工事に係る監査を除く。）[担当：企業監査課]

概ね2年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和4年1月～令和4年6月	水道局
令和4年9月～令和5年1月	交通局
令和5年1月～令和5年4月	ガス局

③ 工事監査 [担当：工事監査課]

概ね2年で一巡する計画とする。

実施予定時期	対 象
令和4年3月～令和4年7月	財政局, 市民局, 青葉区役所, 交通局
令和4年7月～令和4年11月	まちづくり政策局, 文化観光局, 若林区役所, 水道局
令和4年11月～令和5年3月	宮城野区役所, 太白区役所, ガス局
令和5年3月～令和5年7月	危機管理局, 都市整備局, 消防局

(2) 財政援助団体等の監査

定例監査の対象部局が所管する財政援助団体等から下記の基準にしたがって対象団体を選定し、定例監査の際に併せて実施する。

① 出資団体監査

監査実施年度において地方自治法施行令第140条の7の規定による出資比率が25%以上の団体（一般会計及び特別会計にあつては、出資比率25%以上50%未満の団体は必要に応じて実施する）。

② 財政援助団体監査

監査対象期間内に3,000万円以上の財政援助を受けた団体のうち、財政援助の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査実施団体を抽出する。

③ 公の施設の指定管理者監査

監査対象期間内に施設の管理を行っている指定管理者のうち、施設の種類及び指定管理者数等を勘案し、監査実施団体を抽出する。

(3) 例月出納検査

① 一般会計・特別会計については、原則として前月分について毎月25日と26日に実施する。[担当：監査課]

② 公営企業会計については、原則として前々月分について毎月10日と11日に実施する。[担当：企業監査課]

(4) 決算審査

① 一般会計・特別会計については、7月上旬から8月中旬に実施する。[担当：監査課]

② 公営企業会計については、6月上旬から8月中旬に実施する。[担当：企業監査課]

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率審査 [担当：監査課・企業監査課]

7月上旬から8月中旬に実施する。

(6) 内部統制評価報告書審査 [担当：監査課・企業監査課・工事監査課]

7月上旬から8月中旬に実施する。